# 原爆症認定の審査について

平成 19 年 10 月 4 日 疾病・障害認定審査会 原子爆弾被爆者分科会 会長 佐々木康人 会長代理 草間 朋子

## A 審査の方針の内容

- 1) 原爆放射線起因性の判断
  - 放射線影響の分類

確率的影響:がん、白血病 → 原因確率により判断 確定的影響:白内障 → しきい値により判断

・ 原因確率が適用される疾患の取り扱い

白血病、がん、副甲状腺機能亢進症について設けている。

おおむね50%以上の場合

原爆放射線による一定の健康影響の可能性があることを推定。

おおむね10%未満である場合

原爆放射線による健康影響の可能性が低いものと推定

原因確率を機械的に適用して判断するのではなく、申請者の既往歴、環境因子、生活歴なども総合的に勘案する。

しきい値が適用される疾患の取り扱い

白内障については、当時の放影研の知見からしきい値を 1.75シーベルトとした。

しきい値を機械的に適用して判断するのではなく、申請者の既往歴、環境 因子、生活歴なども総合的に勘案する。

 原因確率及びしきい値が設けられていない疾病等の取り扱い 原因確率及びしきい値が設けられていない疾病等は、放射線起因性に関し て肯定的な科学的知見が立証されていないことに留意しつつ、申請者の被 曝線量、既往歴、環境因子、生活歴等を総合的に勘案して、個別に判断す る。

- 2) 原爆放射線の被曝線量の算定
  - 初期放射線による被曝線量(DS86により計算)

申請者の被爆地及び爆心地からの距離の区分に応じて定めている。なお、被爆時に遮蔽があった場合は被爆状況によって、O.5~1を乗じて得た値を用いる。

- ・ 誘導放射線による被曝線量 誘導放射線による被曝線量については、申請者の被爆地、爆心地からの距 離及び原爆爆発後の経過時間の区分に応じて定める。
- 放射性降下物による被曝線量 放射性降下物による被曝線量については、己斐又は高須(広島)、西山3、 4丁目又は木場(長崎)に長期間に渡って居住していた場合について被曝 線量を定める。

## 3) 要医療性の判断

申請のあった疾病等の状況に基づき、個別に判断する。

#### B 審査の方針の運用

- 1)被曝線量の算定
  - 申請者の被爆地、爆心地からの距離について 被爆者健康手帳の記載を尊重しつつ、申請内容を詳しく検討し、被爆地、 爆心地からの距離を慎重に決定している。必要に応じて、申請者に内容を確認するよう事務局に指示している。
  - 被曝線量の算定方法について

初期放射線量を基本とし、申請者の被爆後の行動等を考慮し、必要に応じて、残留放射線による被曝線量を加算している。なお、残留放射線のうち放射性降下物による被曝線量については、関係する案件では、個別の滞在時間をきめ細かく評価している。

遮蔽の有無について 申請内容を詳しく検討し、遮蔽ありと判断する際には慎重に決定している。遮蔽ありと判断した場合には、遮蔽物の性状を問わず、O. 7を乗ずることとしている。

# 2) 申請疾病の放射線起因性の判断

医師意見書、病理診断報告書、画像・臨床検査報告書などを検討し、申請疾病病名を確認する。悪性新生物(がん、白血病など)については推定被曝線量から原因確率を求める。表のないがんについては胃がん男性の表を用いる。

白内障については推定被曝線量をシーベルト換算してしきい値と比較する。加えて放射線白内障の特徴的所見の有無を眼科専門の委員が判定する。

悪性新生物、白内障以外については臓器の放射線感受性に基づくおよその線量区分を参考にしつつ申請内容を審議し、総合的に判断する。およそ4.5グレイを超えるような大量被曝者については、特に議論することとしている。

なお、申請疾病名と医師意見書の診断名が異なる場合には、申請者に申請疾病名の確認を行うよう事務局に指示している。診断に必要な情報が不足している場合にも情報収集の努力をするよう事務局に指示する。

## 3) 要医療性の判断について

現在の治療状況について、申請書の内容を詳細に検討する。なお、書面上は要医療性が確認できない場合であっても、審議に必要と判断された場合は、申請者に追加の情報をもとめるよう事務局に指示している。

## 3 審査の方針の見直しについて

- 指針は、新しい科学的知見の集積等の状況を踏まえて必要な見直しを行う ものとしている。
- 検討会で検討の必要性を議論している事項は、以下のとおり。
  - DS02に基づく線量評価と原因確率の見直し
  - 誘導放射線の評価について、原爆投下30分からの入市の場合の考慮
  - 放射線影響と疾病の関係についての最新の知見の整理を持続的に実施 例:平成17年度 肝機能障害の放射線起因性